

○文部科学省防災業務計画新旧対照表

(赤字傍線部分は修正箇所)

修 正 後	現 行
目 次	目 次
第1編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	第1編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2編 地震災害対策	第2編 地震災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 12	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 12
第3編 津波災害対策	第3編 津波災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 16	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 16
第4編 風水害、火山災害その他の災害対策	第4編 風水害、火山災害その他の災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 18	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・ 18
第5編 原子力災害対策	第5編 原子力災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第4章 地域防災計画の作成の支援・・・・・・・・・・	<u>21</u>	第4章 地域防災計画の作成の支援・・・・・・・・・・	<u>22</u>
第6編 大規模な事故による災害対策		第6編 大規模な事故による災害対策	
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>22</u>	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>23</u>
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>22</u>	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>23</u>
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>22</u>	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>23</u>
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・	<u>22</u>	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・	<u>23</u>
第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画・・・・・・	<u>23</u>	第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画・・・・・・	<u>24</u>
第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	<u>27</u>	第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	<u>28</u>
第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	<u>33</u>	第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・	<u>34</u>
第1編 総 則		第1編 総 則	
第1節、第2節 （略）		第1節、第2節 （略）	
第3節 防災体制の確立		第3節 防災体制の確立	
第1～第3 （略）		第1～第3 （略）	
第4 広域支援・ <u>受援</u> 体制の整備		第4 広域支援体制の整備	
・被災地域の国立学校等、都道府県、市町村、私立大学等及び独立行政法人等（以下「関係機関」という。）への、他の関係機関からの援助活動等の円滑な実施に向けて、関係機関に対し広域的な支援・ <u>受援</u> 体制が整備されるよう、指導及び助言を行う。		・被災地域の国立学校等、都道府県、市町村、私立大学等及び独立行政法人等（以下「関係機関」という。）への、他の関係機関からの援助活動等の円滑な実施に向けて、関係機関に対し広域的な支援体制が整備されるよう、指導及び助言を行う。	
・大規模災害時における児童生徒等の学びの継続のため、被災地学び支援派遣		<u>また、被災地域 から要請があった場合には、必要に応じて他の関係機関からの職員の派遣のあっせんを行う。</u>	
		<u>（新設）</u>	

等枠組み（以下「D-EST」という。）に係る体制の整備を図る。

第2編 地震災害対策

第1章 災害予防

第1節～第3節 （略）

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

また、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）やそれに基づき策定された国土強靱化基本計画等を踏まえ、文教施設の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

第1～第6 （略）

第5節 （略）

第6節 防災に関する研究活動等の効率化と強化
（略）

第1～第4 （略）

第5 国立研究開発法人等に対する指導等

・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究

第2編 地震災害対策

第1章 災害予防

第1節～第3節 （略）

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

また、令和5年6月に改正された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」やそれに基づき策定された「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日、令和5年7月28日改訂）を踏まえ、学校施設等の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

第1～第6 （略）

第5節 （略）

第6節 防災に関する研究活動等の効率化と強化
（略）

第1～第4 （略）

第5 国立研究開発法人等に対する指導等

・国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究

開発機構その他の国立研究開発法人等における防災に関する研究開発を促進するため、指導その他の必要な措置を<u>講ずる</u>。 第7節 （略） 第2章 災害応急対策 （略） 第1節～第3節 （略） 第4節 教育に関する応急措置 （1） （略） （2） 教育に関する応急措置に対する援助 ・被害を受けた児童生徒等の教科書の確保に関して必要な措置を講ずるとともに、都道府県等に対し、指導及び助言を行う。 また、被害を受けた児童生徒等の学用品の確保に関して当該市町村への援助等の必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 <u>更に</u>、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。 ・ （略） （3）～（5） （略） <u>（6）広域支援</u> <u>・児童生徒等の学びの継続のため、被災地域外の地方公共団体と協働し、必要に応じて、D-ESTを活用し、関係職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を行う。</u> 第5節 児童生徒等及び教職員の健康管理 ・災害後、心的外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう、関係機関に対し、指導及び助言	開発機構その他の国立研究開発法人等における防災に関する研究開発を促進するため、指導その他の必要な措置を<u>講じる</u>。 第7節 （略） 第2章 災害応急対策 （略） 第1節～第3節 （略） 第4節 教育に関する応急措置 （1） （略） （2） 教育に関する応急措置に対する援助 ・被害を受けた児童生徒等の教科書の確保に関して必要な措置を講ずるとともに、都道府県等に対し、指導及び助言を行う。 また、被害を受けた児童生徒等の学用品の確保に関して当該市町村への援助等の必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 <u>さらに</u>、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。 ・ （略） （3）～（5） （略） <u>（新設）</u> 第5節 児童生徒等及び教職員の健康管理 ・災害後、心的外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保<u>（たも）</u>てるよう、関係機関に対し、指導
---	--

を行う。 第6節～第9節 （略） 第3章 （略） 第4章 地域防災計画の作成の基準 （略） 第1節 （略） 第2節 災害応急対策に関する事項 第1～第3 （略） 第4 教育に関する応急措置に関する事項 (1)～(6) （略） <u>(7) 児童生徒等の学びの継続のため、被災地外の地方公共団体等からの受援に関すること。</u> 第5～第7 （略） 第3節 （略） 第3編 津波災害対策 第1章 災害予防 （略） 第1節 防災に関する計画等の整備 迅速な対応が迫られるため、避難経路、指定避難所等の設定及び点検や児童生徒等の保護者への引渡しの基準及び方法の設定等、あらかじめ対応マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいた訓練を通して、避難完了するまでの時間の把握、明らかになった課題等の改善を行うことにより、児童生徒等の安全	及び助言を行う。 第6節～第9節 （略） 第3章 （略） 第4章 地域防災計画の作成の基準 （略） 第1節 （略） 第2節 災害応急対策に関する事項 第1～第3 （略） 第4 教育に関する応急措置に関する事項 (1)～(6) （略） <u>(新設)</u> 第5～第7 （略） 第3節 （略） 第3編 津波災害対策 第1章 災害予防 （略） 第1節 防災に関する計画等の整備 迅速な対応が迫られるため、避難経路、指定避難所等の設定及び点検や児童生徒等の保護者への引渡しの基準及び方法の設定等、あらかじめ対応マニュアルを作成し、そのマニュアルに基づいた訓練を通して、避難完了するまでの時間の把握、明らかになった課題等の改善を行うことにより、児童生徒等の安全
--	---

確保が適切に行われるものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 <u>更に</u>、外部の専門家の確認及び助言を受け改善を図る等、対応マニュアルが、一層充実したものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 第2節、第3節 （略） 第2章～第4章 （略） 第4編 （略） 第5編 原子力 災害対策 （略） 第1章 災害予防 第1節 （略） 第2節 災害応急体制の整備 被ばく医療に係る医療チーム並びに必要な資機材について、その組織及び動員体制の整備、維持に必要な措置を<u>講ずる</u>。 第3節～第5節 （略） 第2章 災害応急対策 第1節 情報の収集・連絡及び通信手段の確保 第1 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時の連絡等 ・（略） ・（略） ・原子力災害が文部科学省所管の施設（大学・研究機関等の所有に係る<u>原子炉</u>等）で発生した場合は、事態の大きさに応じて、担当部局において、事故発生	確保が適切に行われるものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 <u>さらに</u>、外部の専門家の確認及び助言を受け改善を図る等、対応マニュアルが、一層充実したものとなるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。 第2節、第3節 （略） 第2章～第4章 （略） 第4編 （略） 第5編 原子力 災害対策 （略） 第1章 災害予防 第1節 （略） 第2節 災害応急体制の整備 被ばく医療に係る医療チーム並びに必要な資機材について、その組織及び動員体制の整備、維持に必要な措置を<u>講じる</u>。 第3節～第5節 （略） 第2章 災害応急対策 第1節 情報の収集・連絡及び通信手段の確保 第1 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時の連絡等 ・（略） ・（略） ・原子力災害が文部科学省所管の施設（大学・研究機関等の所有に係る<u>試験炉</u>等）で発生した場合は、事態の大きさに応じて、担当部局において、事故発生
---	--

施設の状況把握等のための情報連絡体制を確保する。 第2 (略) 第2節 第1 (略) 第2 原子力災害対策本部等 (1) 原子力災害対策本部等 ・原子力施設等に係る原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置された場合、文部科学大臣は構成員として、その任に当たる。 ・全面緊急事態が発生した原子力施設が、大学・研究機関等の所有に係る<u>原子炉</u>等の場合には、防災基本計画等に従って、原子力災害対策本部長は、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣として、文部科学大臣を副本部長に任命する。また、この場合、文部科学大臣は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）とともに、避難区域の住民避難の完了を一つの目途として設置される原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームのチーム長として、その任に当たる。 ・防災基本計画等に従って、官邸及びE R Cに設置される原子力災害対策本部事務局の機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。 ・防災基本計画等に従って、関係局長等会議及びモニタリング調整会議の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。	施設の状況把握等のための情報連絡体制を確保する。 第2 (略) 第2節 第1 (略) 第2 原子力災害対策本部等 (1) 原子力災害対策本部等 ・原子力施設等に係る原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部<u>(本部長：内閣総理大臣)</u>が設置された場合、文部科学大臣は構成員として、その任に当たる。 ・全面緊急事態が発生した原子力施設が、大学・研究機関等の所有に係る<u>試験炉</u>等の場合には、防災基本計画等に従って、原子力災害対策本部長は、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣として、文部科学大臣を副本部長に任命する。また、この場合、文部科学大臣は、内閣府特命担当大臣（原子力防災）とともに、避難区域の住民避難の完了を一つの目途として設置される原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームのチーム長として、その任に当たる。 ・防災基本計画等に従って、官邸及びE R Cに設置される原子力災害対策本部事務局<u>(事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）（官邸）、原子力規制庁次長（E R C）)</u>の機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。 ・防災基本計画等に従って、関係局長等会議<u>(議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）)</u>及びモニタリング調整会議<u>(議長：環境大臣)</u>の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。
---	--

(2) 原子力災害現地対策本部等 ・原子力施設等に係る全面緊急事態宣言が発出され、原子力災害現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会が設置された場合、防災基本計画等に従って、機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。 第3節～第6節 (略) 第3章、第4章 (略) 第6編 大規模な事故による災害対策 第1章 (略) 第2章 災害応急対策 海上での船舶からの危険物等の大量流出事故、航空機による事故、鉄軌道での列車による事故、道路構造物の被災、石油コンビナート等危険物等関係施設での事故、大規模な火事、林野火災その他の大規模な事故による災害<u>(大規模な停電、通信障害若しくは給水停止等の大規模インフラ障害を含む。)</u>(以下「事故災害」という。)が発生し、その影響が及び、又は及ぶおそれがある場合については、第2編 第2章 第1節から第8節まで及び第4編 第2章によることとし、災害対策担当部局その他関係機関との連絡を密にとり、影響把握に努めるとともに、事故災害の状況に応じ学校等における安全対策等、必要な応急措置を講ずる。 第3章、第4章 (略)	(2) 原子力災害現地対策本部等 ・原子力施設等に係る全面緊急事態宣言が発出され、原子力災害現地対策本部<u>(本部長：内閣府副大臣(原子力防災担当)又は内閣府大臣政務官(原子力防災担当)、事務局長：内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当))及び原子力災害合同対策協議会(事務局長：内閣府大臣官房審議官(原子力防災担当))</u>が設置された場合、防災基本計画等に従って、機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。 第3節～第6節 (略) 第3章、第4章 (略) 第6編 大規模な事故による災害対策 第1章 (略) 第2章 災害応急対策 海上での船舶からの危険物等の大量流出事故、航空機による事故、鉄軌道での列車による事故、道路構造物の被災、石油コンビナート等危険物等関係施設での事故、大規模な火事、林野火災その他の大規模な事故による災害(以下「事故災害」という。)が発生し、その影響が及び、又は及ぶおそれがある場合については、第2編 第2章 第1節から第8節まで及び第4編 第2章によることとし、災害対策担当部局その他関係機関との連絡を密にとり、影響把握に努めるとともに、事故災害の状況に応じ学校等における安全対策等、必要な応急措置を講ずる。 第3章、第4章 (略)
--	---

第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 (略) 第1節 (略) 第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第1～第4 (略) 第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配 ・学校等において、<u>被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要となる</u>資機材、人員等の配備手配について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、寄宿舍を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品等の備蓄の量に特に配慮する。 第6～第9 (略) 第3節、第4節 (略) 第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) 第1節 防災体制に関する事項 第1 文部科学省等における防災体制の整備 ・(略) ・(略) ・文部科学省は、気象庁が次の情報を発表した場合には、時間差を置いて	第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 (略) 第1節 (略) 第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第1～第4 (略) 第5 地震災害発災後に備えた資機材、人員等の配備手配 ・学校等において、<u>地震災害発生後に備えた</u>資機材、人員等の配備手配について計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 この場合において、寄宿舍を有する学校、帰宅できなくなることが予想される児童生徒等が在学している学校、大学病院等については、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品等の備蓄の量に特に配慮する。 第6～第9 (略) 第3節、第4節 (略) 第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) 第1節 防災体制に関する事項 第1 文部科学省等における防災体制の整備 ・(略) ・(略) ・文部科学省は、気象庁が次の情報を発表した場合には、時間差を置いて
--	---

た複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア．南海トラフ地震臨時情報（調査中）※1

イ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）※2

ウ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）※2

※1 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード（以下「M」という。）6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

※2 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード（以下「M_w」という。）8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

た複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア．南海トラフ地震臨時情報（調査中）※1

イ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）※2

ウ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）※2

※1 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード（以下「M」という。）6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

※2 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード（以下「M_w」という。）8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMw7.0以上Mw8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生し、又は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が<u>平時</u>と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） ・（略） 第2～第4 （略） 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1、第2 （略） 第3 施設の管理又は運営に関する対策 ・大学の動物実験施設等において、津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の措置を<u>講じる</u>こととし、その具体的内容、実施方法等を検討するよう、指導及び助言を行う。 ・（略） ・（略） ・南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、<u>文教施設</u>の耐震化を促進する。 ・津波災害が発生するおそれがある<u>文教施設</u>について、津波対策を促進する。 第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 第1～第3 （略） 第4 施設の管理又は運営に関する対策	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMw7.0以上Mw8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生<u>若しくは</u>、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が<u>平常時</u>と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） ・（略） 第2～第4 （略） 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1、第2 （略） 第3 施設の管理又は運営に関する対策 ・大学の動物実験施設等において、津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の措置を<u>講ずる</u>こととし、その具体的内容、実施方法等を検討するよう、指導及び助言を行う。 ・（略） ・（略） ・南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、<u>学校施設等</u>の耐震化を促進する。 ・津波災害が発生するおそれがある<u>学校施設</u>について、津波対策を促進する。 第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 第1～第3 （略） 第4 施設の管理又は運営に関する対策
---	---

・ (略) ・ (略) ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が<u>来襲</u>したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4節～第6節 (略) 第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略) 第1節 (略) 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1、第2 (略) 第3 施設の管理又は運営に関する対策 ・ 大学の動物実験施設等において、津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の措置を<u>講ずる</u>こととし、その具体的内容、実施方法等を検討するよう、指導及び助言を行う。 ・ (略) ・ (略) ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、<u>文教施設</u>の耐震化を促進する。 ・ 津波災害が発生するおそれがある<u>文教施設</u>について、津波対策を促進する。	・ (略) ・ (略) ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が<u>襲来</u>したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4節～第6節 (略) 第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略) 第1節 (略) 第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項 第1、第2 (略) 第3 施設の管理又は運営に関する対策 ・ 大学の動物実験施設等において、津波避難への支障の発生を防止する等の観点から所要の措置を<u>講じる</u>こととし、その具体的内容、実施方法等を検討するよう、指導及び助言を行う。 ・ (略) ・ (略) ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、<u>学校施設等</u>の耐震化を促進する。 ・ 津波災害が発生するおそれがある<u>学校施設</u>について、津波対策を促進する。
---	--

第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 第1～第3 (略) 第4 施設の管理又は運営に関する対策 ・ (略) ・ (略) ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が<u>来襲</u>したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4節～第6節 (略)	第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 第1～第3 (略) 第4 施設の管理又は運営に関する対策 ・ (略) ・ (略) ・ 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵又は取扱いを行う施設を有する学校等において、津波が<u>襲来</u>したときに生ずる可能性のある火災等を防止するため、必要な緊急点検、巡視の実施等の応急的保安措置に関する事項について、授業、実験、研究、治療等の状況及び時間帯を考慮して具体的に計画に明示するよう、指導及び助言を行う。 第4節～第6節 (略)
--	--